土浦市デジタルサポーター実施要領

１　目的

　高齢者等におけるデジタルスキルの向上やデジタルデバイド（※）の解消を目的として、高齢者等を対象としたスマートフォン操作方法講座で講師やスタッフなどを務める等の活動に従事する土浦市デジタルサポーター制度を導入する。

※　デジタルデバイド　デジタル化により恩恵を受けられる方とそうでない方との間に生じる情報格差

２　対象者

（１）満１８歳以上の方（専門学校生等も可）

（２）土浦市に容易に来られる方（土浦市に在住している、付近から土浦市に来られる距離に通勤、通学している、など。）

（３）スマートフォン等を再起動する、インターネット検索する、など、デジタル機器の基本的な操作ができる方

３　定員

　おおむね３０名程度とする。

４　申請

　土浦市デジタルサポーターとして活動を希望する者は、別に定めるところにより市に申請する。

５　登録

　市は、４の申請があった場合は、その要件を審査し、適当と認める場合は、当該申請者を土浦市デジタルサポーターとして登録する。

６　活動

（１）高齢者等を対象としたスマートフォン操作方法講座等の講師に従事する。

（２）高齢者等を対象としたスマートフォン操作方法講座等のスタッフとして従事する。

（３）その他１の目的を達成するための事業に従事する。

７　報酬

　無償とする。

８　委嘱

　市は、５の登録者を「土浦市デジタルサポーター」として委嘱する。

９　活動

　市は、活動の場について都度デジタルサポーターに案内する。

　市は、必要があると認めるときは、デジタルサポーターに対し、研修等の機会を付与する。

１０　更新

　デジタルサポーターは、１年の任期とし、その更新を妨げない（口頭等により申出がない限りは、自動更新）。

１１　証明書の交付

　市は、デジタルサポーターに対し、その活動を証明する証明書を交付することができる。